

福岡藩の夫役に関する一考察

楠本, 美智子

<https://doi.org/10.15017/2230671>

出版情報 : 史淵. 122, pp.59-94, 1985-03-31. 九州大学文学部
バージョン :
権利関係 :

福岡藩の夫役に関する一考察

楠 本 美智子

はじめに

近世社会では、夫役は年貢と共に重要な貢租の一つであり、それに伴う農村政策が藩政の大きな課題であった。福岡藩では夫遣いが郡方御仕置の根元であると考えられ、農政改革の際には必ず夫役政策にも手が加えられており、その政策の変化は究極的には貨幣経済の発展・商品流通の展開による農村の変質、農民層の分解によるものであった。

江戸時代中・後期の夫役の主なもの、灌漑用水の整備に伴う普請夫役であったが、福岡藩では東部に長崎街道が走り、そこに置かれた筑前六宿の人馬調達等交通夫役も重要な夫役の一つであった。

一般に夫役は代米・代銭納化する傾向にあり、それに伴って専門の請負者が存在してくるようになる。福岡藩では明和期以降、「現夫仕イ」を主とした地域、「夫銭納」を主とした地域とに分かれたが、「現夫仕イ」の地域でも一部の夫役は代銭納化されていた。「現夫仕イ」と「夫銭納」のどちらを主とするかはそれぞれの地域の事情が考慮された結果であり、普請夫役や交通夫役自体は増大する事はあってもなくなる事はなく、絶えず農民には重い負担であった。

福岡藩の夫役については秀村選三氏の一連の労作がある。^② 秀村氏は夫役をその収取関係から六つに大別して、夫役の変遷、賦課基準、領主の規制等夫役の基本的な問題を検討して、「夫役の賦課、収取は幕末まで藩の収取体系の中にあって一つの構成要素」をなしており、夫役は領国体制が存立するための労働力で、その代銭納化、現夫への賃銭払いが、幕末、明治期の藩営・官営事業の労働者につながっていく性格をもつと指摘している。

福岡藩の夫役の詳細は秀村選三氏の論考に譲り、本稿では先学の福岡藩政史の研究を参照しながら中期以降の夫役政策の概略を年次を追って述べることにより現存の史料を整理し、さらに具体的な夫役・夫銭の農民の負担について、天保期の遠賀郡修多羅触を一例として述べようとするものである。

一 福岡藩の夫役政策

福岡藩では夫遣（仕）いが郡方の根本に係わるものとの認識のもとに、藩政改革の一環として、夫役政策が遂行されていった。

福岡藩では享保十七年の飢饉後、農村の復興をはかるために郡方支配機構を整備し、免率を引下げ、荒地を起返す政策をとる一方、^③ 櫛の栽培を勧める等して農民経営の維持・安定化に務めた。^④ 荒廃した農村の復興に際しては夫役の徴発が必要であり、享保末年から寛保年間にかけて一連の夫役政策が出されたが、^⑤ その中でも重要な政策は元文四年、夫役の賦課基準を高役（各村への賦課は村ごとに定められた役高が基準となり、村に賦課された夫役は百姓の持高を基準に割付けられたという）^⑥ から面役へと変更したことである。面役とは一五才より六〇才までの男子に人別割で夫役を負担させる政策である。飢饉後の福岡藩では労働力の不足から奉公人給米が高騰し、労働力の確保のために他領への男女奉公が禁じられ（享保十九年）、博多では日用支配人の嶋井久右衛門・桜田伝兵衛が旅日雇を他領より連れて

くる計画をたてた(元文二年)。この様な状況の中での面役の採用は、夫役の労働力を確保する意味から、上層農民から遊民に至るまで、領民全般を把握しなおして、夫役の均一化をはかること^⑩にあった。

面役の採用といってもこれ以前、人別割での夫役賦課もあつたし、^⑪面役が農村の実態に合わずに直ぐにもとの高役に戻った夜須郡等の例もあり、^⑫面役が採用された郡でも、軒割や年貢を基準とした俵割等が存続したが、大方は面役が採用されたことで、この時期は夫役政策上大きな転換の時期であつた。面役制では大庄屋・庄屋・組頭には面役御免が認められており、殊に大庄屋・庄屋には家内の者に至る迄面役が除かれていたことから、寛保三年には面役売買^⑬禁止令が出された。

享保末年から寛保年間にかけては、飢饉後の農村復興を目差して改革が行われ、飢饉後の労働力確保の点から、また農民の階層分化に対応する賦課方式としての面役制の実施等によって農村支配が強化された。しかし「前々より夫留と申候而四月より六月迄、八月より十月迄百姓耕作仕候ため夫役用捨にて候、然共夫故に耕作念を入候共不相聞、却て根付草さらへ等麓末にも有之と相聞候条、此以後夫留相止、差向候川田地之破損早速致修覆、其外夫役無用捨召仕可申事」と一時的にせよ夫留を廃止したこの通達で、農村の荒廃が窺われ、農村支配のむつかしさ、藩側の苛立ちが窺える。

次の夫役政策の大きな転換は、宝暦十二年から明和期の改革の中になされた。藩財政の危機を乗切するために、一時失脚していた吉田久兵衛保年(高年)が再び当職に任用され、郡方請持を兼ねて藩政全般を掌握すると、直ちに窮乏した藩財政の改革に乗出した。久兵衛の政策は農村支配の強化と年貢増徴策で、その主なものは、福岡藩領を五地域(遠賀・鞍手、両粕屋・宗像、上座・下座・嘉麻・穂波、那珂・席田・夜須・御笠、怡土・志摩・早良)に分け、郡代を廃して郡奉行に直接農村を支配させたこと(宝暦十二年)、軸帳の作成によって各村の年貢から村切立に至るまで各村の総負担量を把握し(明和七年)、その後定免制をしいたこと、困窮百姓のための村救銀を設置したこと(明和七

年)¹⁵、更に夫役の代錢納化を試みたこと(宝曆十四年)であった。

年貢の増徴のためには農民の年貢以外の負担を減らす必要があり、宝曆一三年四月、夫役切錢の過半を減少する様との通達が出された。¹⁶これ以前にも「郡々大庄屋以下米銀夫遣等の諸差引入念候様」(同一一年)等の通達が出されたが、本格的な夫役政策の取組みは久兵衛の改革の中でのなされた。

まず宝曆一三年、大庄屋の面役引一人が一人に、庄屋の面役引一人が一人にと面役引が大巾に削減され、その代わり大庄屋・庄屋の給米が増額された。¹⁷

同年一〇月、筑前六宿筋の人馬仕組が鞍手郡植木村大庄屋勘吉の請負い裁判となった。²⁰六宿は幹線道路長崎街道に置かれ、福岡藩領の他の二一宿に比べて交通往来も激しく、この周辺農村の交通夫役負担は殊に重かった。この六宿筋の人馬仕組は最初上有木村出身の大庄屋神谷武蔵によって延享四年より黒崎・木屋瀬両宿で始められたもので、遠賀・鞍手両郡より仕組米を切立て、それによって両宿の人馬を武蔵が請負い、農民は助合役を代米納した。この制度は他の四宿にも及んでいたという。²⁰この人馬仕組錢は「軸帳」にも記載されて、慶応二年まで徴収された。²¹

宝曆一四年より遠賀・鞍手両郡で開始された夫錢仕組とは、人馬仕組で実施された代米錢納化を他の夫役にも取入れて、夫役の一部を代錢納したことである。上納された夫錢で夫役の一部が請負化された。最初の夫錢仕組の「定書」は残存していないが、明和三年「遠賀郡夫遣定書」²²で見ると、遠賀郡の場合、一年間の一人の出肩を二〇人と極め、代錢九〇〇文(一人の出肩四五文)とし、この中三割の夫錢上納が全ての村に義務づけられていた。この明和元年の夫錢仕組や前述した人馬仕組は、「現夫仕イ」の減少を目論んで実施されたのであったが、農民にとっては、貨幣貢租の負担増となった。夫役の代錢納化は商品生産の発展による農民層の分解によって生じた遊民・日雇層の存在が初めて可能となるのであり、代錢納化を要求したのは上層農民や「現夫仕イ」を嫌った商人や職人層で、下層農民の望むところではなかった筈である。²³従って、夫錢仕組が開始されて間もなく遠賀郡では、夫錢上納が困難な農民が

続出し、「現夫仕イ」に逆戻りした。この時の夫仕いを定めたのが「遠賀郡夫遣定書」（明和三年）で、面役一人の出方を一八人に減じ、一ヶ年（四月〜翌三月迄）につき、一人一八枚の夫札が夫遣いの際に使用された。夫仕いは村々の総割にせず、どの様な夫役でもその方角の村より召仕うこととし各村の出方の多少はその後調整された。現夫仕いを嫌った大工、大鋸等の職人や芦屋町の商人は夫錢上納を続けた。²³⁾

夫錢仕組の有益な点は計画的な夫遣いにある。五ヶ年間の試行後夫役が大巾に減少したとして明和六年四月、遠賀郡の現夫仕いを認めた上で、遠賀・鞍手両郡の夫錢仕組の改正がなされた。この具体的内容は中野家文書中の「遠賀・鞍手両郡夫仕組定書」²⁴⁾に示されており、後々の夫錢仕組の基本となった。

その内容は、(1)遠賀郡は面役一人の出肩二〇人、代りの夫錢一貫二〇〇文。鞍手郡では面役一人の出肩一五人、代りの夫錢九〇〇文（一人の出肩六〇文）。(2)一村の出肩のうち、半分までは現夫勤めを認める。(3)面役帳の提出は3月切とし、それに夫錢・現夫の区別を記入し、面役帳が出揃った上で役所に於て惣夫高に合わせた夫遣いの建前を極め、現夫、賃錢遣いの区別をする。(4)夫錢は四月、一〇月に取立て預主へ預け、清算は年に二度、大庄屋の元で証拠をもって行ない、更に郡家で年番大庄屋・夫仕組頭取立会のもとに調べて役所へ提出。(5)出肩の過不足は、村相互間で賃錢で行う。(6)賃錢渡しの夫遣いは、多くは請負とする。(7)普請組合村を活用し、庄屋は互いに連絡を取合い普請に協力すること。(8)遠賀郡では明和三年の「現夫仕イ」が認められて、出不足の分は翌年の夫高に加えられ、出過には賃錢が払われた。

この外、人馬賃錢、寄諸品直段等々三三ヶ条より成立っていた。

この段階では貧農の貨幣上納負担増が考慮されて村の出肩の半分までの現夫仕いが認められており（遠賀郡では明和三年の現夫仕いの規定が継続）、一人分の出肩を六〇文として村相互間の過不足が賃錢で清算されている。

この夫錢仕組は他郡に於ても試みられており、宗像郡では明和三年より「御郡夫仕組に成八百文宛一人別ニ出ス」²⁵⁾

様になり、怡土郡では明和九年に「怡土郡夫役建前帳」²⁶⁾が作成されて計画的な夫遣いが試みられている。怡土郡では現夫人高の三割を代銭納とし、夫銭は賃銭請負や諸品買上げに費消する。面役一人の一年の出肩を二人、代銭七二〇文として夫銭上納者は面役を免除された。夫銭は一人分でなくとも五歩でも三歩でもよいとした。

以上の様に明和期には夫遣いの減少を目差して各郡で夫役計画が建てられ、各郡の夫役総量に応じた一人分の出肩が定められて、それに基づいた夫遣いが試みられたと思われる。その際に多少なり共代銭納されて一部の夫役が請負いにまわされ、現夫仕いの減少に役立ったと思われる。夫銭仕組は郡夫が対象となっており、明和七年二月に「御国中郡夫村夫取分定書」²⁷⁾が作成されて村夫・郡夫の区別がはっきりした。

前の改正の四年後の安永二年に、再度改正されて「遠賀・鞍手両郡夫役定書」²⁸⁾が作成された。この改正の原因は夫銭の不足にあった。つまり明和七・八年の干魘の被害が甚大だったために、新規の堤を数十ヶ所設けたこと、更に江戸御用の竹木追増分の持出しや浄岸院の通棺等によって予想以上の出費となり、夫銭が不足して夫仕いが借金で賄なわれる有様となった。そこで今後三年間は新規の普請を止めて夫遣いの建前の内で済まし、郡中の甘ツツきになる様にするとのことであった。結局、一ヶ年の出肩を増やし、遠賀郡は六人増の二六人、夫銭一貫五六〇文、鞍手郡は三人増の一八人、夫銭一貫八〇文(出肩一人分六〇文)とし、遠賀郡の増夫六人は一ヶ年間は現夫仕いとした。この外、薪・草履等の「郡寄諸品定直段」が相場に合わせて値上げされ、「至而村益ニ相成候」臨時普請の費用負担について、夫銭臨時備より出銭する場合や村救拝借とする場合の条件等が新たに付加された。またこの時点でもなお明和三年の遠賀郡の現夫仕いの項は存続している。

この後夫銭は改定されて、遠賀郡では面役一人につき出肩二〇人、夫銭一貫四四〇文(出肩一人分七二文)、鞍手郡では面役一人につき出肩二〇人、夫銭一貫二〇〇文(出肩一人分六〇文)となり、これ以後両郡の出肩の単価が異なってくる。

宝曆から明和期にかけての吉田久兵衛の改革によって定免制が施行され、年貢の高負担、それに加えて夫役の代錢納化によって貨幣貢租の増徴となった農村では、農民の疲弊化が進み、天明の飢饉や寛政期の凶作の影響もあって農村は荒廃し、農民層の分解はさらに進行し、その結果として藩財政は悪化し、農村では村方騒動が勃発した。²⁸⁾殊に文化八年三月の穂波郡平恒触大庄屋宅の打ちこわしが「井手普請への過分の公役徴発」を発端とし、同九年三月の鞍手郡直方触十三ヶ村の農民が古村の芝原に打寄った村方騒動の原因の一つに、奉幣使夫錢の始末や、おかもり井手普請の算用の方法への疑惑があり、また同年、遠賀郡嶋津村新川普請賃錢が原因で香月村に百姓が打寄った事件等、夫役、夫錢への不満を要因とした村方騒動が相次いだ。²⁹⁾そこで度重なる村方騒動を契機に福岡藩では農村の実情把握に務め、同年四月に、遠賀、鞍手郡内を郡奉行村上又左衛門に調査させた。³⁰⁾その調査内容は(1)農民の一人当りの夫錢負担高、(2)諸上納又は反別につき、切錢の一人当りの負担高、(3)百姓と遊民との差別、(4)鮎川運上納り方の事、他の諸運上の有無、(5)当荒永荒尻付免の事、(6)郡修覆の事等で、これらが当時の両郡の農村内部の問題であったといえる。殊に夫錢仕組に対する農民の不満が強く、直方触の百姓を説諭して村上又左衛門は、「数拾ヶ年仕馴候仕組ニ付、過急ニ相改候而ハ又々外ニ差支筋も難斗(略)何れ共百姓難渋薄く案堵いたし候様」改正すること約束し、翌一〇年三月、安永二年の「夫役定書」の改正をしてそれに「追加」の項目を付け加えた。二月には「夫錢仕組建前帳」が作成され、³¹⁾各村では「村夫軸帳」³²⁾が作成されて夫錢の或いは夫遣いの改正がなされた。

「遠賀・鞍手両郡夫役定書并追加」(文化一〇年)の主な内容は、(1)安永期よりも米価が高騰しているため、一人の賃錢を七二文より八〇文に値上げし、それに従って一人当りの一年間の夫錢も六〇文増やして、遠賀郡は面役一人一貫五〇〇文、鞍手郡では一貫二六〇文に引上げた。夫賃錢の八〇文は最初、免用普請に限るとしたが、大庄屋中より、免用以外の夫遣いは「御入所砂持垣結掃除夫手伝夫」「御軒付寺社手伝夫」「御破戸仕調荷物付下シ夫」「寸志植立御山輪地焼消夫」「山川御獵御漁場所諸仕夫」のみで、夫遣いも少ないところから、全て八〇文遣いを願出たので、五ヶ年

間試行となった。内夫、飛脚等里数に掛るもの、或いは受負等に渡す夫賃金は従来通りとした。(2)空俵・莖等の郡寄諸品値段の改定。(3)夫仕組頭取は欠役となっているため、大庄屋・普請方・村庄屋で才判する。(4)郡夫・村夫の区別は、明和七年の「定書」を守る。(5)参勤往來の送り人馬、道造夫は現夫仕いとし、「地仕」並びに内夫、諸品代錢、諸損料、諸飛脚賃金は夫錢より渡す。(6)「御成達」の送り人馬、道手入夫は二度目より夫錢渡し。(7)洪水荒諸普請は原則として現夫仕い。(8)普請の際、願出村の出捨分をなくす等々であった。

改正の大きな変化は夫賃金が七二文より八〇文に値上げされたことである。これは一般の日雇賃錢と夫錢の賃錢との差が大きかったため、下層農民の不滿が夫賃錢に集中したためと思われる。明和元年の日雇賃錢・平日用が七八文であったのに対し、夫賃錢四五文、天保期の日雇賃錢・平日雇二一〇文に対し、夫賃錢八〇文と一般の日雇賃錢と夫賃錢の差は当初より大きく、しかもその差は開く一方であったため、常に夫賃錢への不滿が農民にはあったと思われる。

夫賃錢の値上げによって一人当りの夫錢が年間六〇文宛増えたが、例えば遠賀郡の場合、一の出肩二〇人で一貫六〇〇文の筈の所を一貫五〇〇文としている点、従來の出肩人数×賃錢＝夫錢の算出方法を止めて、一人当りの夫錢額が下層農民の負担可能額であるかが問題とされる様になったと思われる。この夫錢負担について「追加」では、「此仕組、中以上之百姓ハ夫錢を出シ候ニモ苦勞薄ク、小キ百姓程夫錢之才覚六カシク候得ハ、何卒一ヶ年之拚夫式拾人ニ宛り候を式拾五人も相勤、自身ニ夫錢之才覚ニ不存、勤過之夫錢をも取戻候」ほどに出肩することによって、下層農民の夫錢上納が可能であると見ている。

また「夫錢建前帳」によると、全ての夫錢を遣い切らずに、余錢（臨時備）を残しているために、夫錢を値上げせずに、その余錢でやり繰りができるが、今までの差支えの夫錢等によって六〇文錢一六三貫目余の借立て分があり、これを百姓より取り立てることは困難なので、この借立分を余錢で償うことにし、返済が済んだ五・六年先よりは増

切立はやめることになるであろうと「追加」では述べている。実際は遠賀郡の夫銭一人一貫五〇〇文、鞍手郡同一貫二六〇文は慶応二年まで変更されなかった。

この夫銭仕組の改定を契機に郡方の改革が推し進められ、文化十二年に、明和八年以後途絶えていた春免制が復活し、村救銀が廃止された。文政元年には五郡奉行による農村の直接支配が中止され、総郡方役所が新設されて郡奉行はそこで領内全体に係わる問題を担当し、直接の農村支配は、一〇名の郡代（二人一組）に任される様になった。

文化期以降、農村では地主による土地集積が進んだ（表1）。

表1 修多羅村年貢納入状況

年貢納高 (米大豆)	文化 10	天保 11	安政 6
100 俵以上	人	人	人
50 ~		1	0
25 ~	6	6	7
20 ~	4	3	3
15 ~	4	4	3
10 ~	10	12	7
5 ~	31	21	15
5 俵以下	40	53	43
計	95	100	79

註. 「遠賀郡修多羅村御徳割帳」（楠野家文書 1018, 1019, 1013）より作成。

遠賀郡修多羅村の楠野家も文化期（年貢米大豆一四俵）から安政期（年貢米大豆一一六俵）にかけて土地を集積している。そして修多羅村では、天保期以降土地保有の農民が減少して農民層の分解がさらに進み、農民の土地離れが目立った。そうなる

と夫銭仕組の基となる面役人数の減少に繋がりが、幕末になるにつれて夫役・夫銭負担や切銭が増加していく中で、夫銭負担者を確保するため、遠賀郡では再々「黒崎三ヶ所・芦屋・若松・御開江猥ニ面役払不相成事」と面役の対象とならない箇所や、他郡浦への面役払を禁じた。

また、農民層間の対立も激化し、遠賀・鞍手両郡では農民が庄屋を、庄屋中が大庄屋を「村方才判方不宜次方有之」と訴えることが多くなり、これが大庄屋・庄屋の交代を他地域よりさらに多くし、触の変遷を多くしたものと思われる。夫銭仕組は

その後大きな改正もなく慶応二年まで続けられた。

慶応二年八月、「遠賀・鞍手之儀、大郡之上福岡表別而相隔、御国端第一之郡柄ニ付、御時勢旁他ニ抽庶民不致富実而者曾而御安心不被極候条、才判断一際行届候ため」底井野へ郡奉行肥塚次郎右衛門在住が仰付けられた。^④この年六月、長州征伐に際し福岡藩は底井野へ本陣を構えた。^⑤郡奉行の底井野在住はその延長であり、九月に出された夫錢仕組を廃して現夫仕とする通達も、幕末の非常事態に備えて現夫を確保しておく必要があったためと思われる。この年の遠賀・鞍手両郡の夫遣いは苛烈を極め、遠賀・鞍手両郡のみならず他郡よりも人夫・夫馬の徴発がなされた。^⑥

慶応二年九月の現夫仕「定」の主な内容は、(1)免用定諸普請は触引受(触夫)を基本とし、郡中よりの助合、郡中引受の夫遣い(郡夫)は大庄屋中で談合のこと。(2)村々出過・出不足がない様に配慮し、もし出不足があればその清算は夫錢でも良いとした。翌三年六月には「諸品夫役定書」を作成し、今まで代錢で書上げられていた分を何人何歩役と夫役に改め、さらに米代錢備より出錢する請負夫役、郡拼、触引受分の夫役等が定められた。「御通方御仕方替ニ付廉書」によると、黒崎宿の通り人馬を藤田・態手両村が請負っており、建人馬で不足した場合の助人馬は、近村の鳴水・市ノ瀬・前田・尾倉・陣原・穴生・引野の七ヶ村で賄なうことになっていた。藤田・態手両村は面役が除かれているため、両村に掛る諸夫役は本城・別府・弘川三触で引請けることになり、出方不可能の時は賃米一升五合の出来が定められた。^⑦

現夫仕とは言っても多くの夫役が夫錢・夫米で支払われており、夫役が錢納化していく傾向の中で、長く続いた夫錢仕組を全面的に廃止することは困難で、これはあくまでも非常事態に備えた、労働力確保のための現夫仕であった。

以上、福岡藩の中後期にかけての夫役政策の概略を述べたが、面役制が飢饉後の労働力不足から、また農民属の階層分化に対応する賦課方式として採用され、人馬仕組や夫錢仕組による夫役の代錢納化が日雇労働者、遊民等の労働

表2 天保11年、面役人数

郡	面役人数
遠賀・鞍手	13,580.5
宗像・糟屋	11,080.75
穂上・波座 嘉下・麻座	12,215.9
夜須・御笠 須田・那珂	8,033.63
早良・怡土・志摩	6,228.362

註. 「御巡見使達諸入用夫惣郡割方帳」
(楠野家文書1147)より作成。

表3 遠賀郡人口状況

	天保14	明治初年
芦屋町	2,627 ^人	3,413 ^人
若松村	1,025	1,706
黒崎三ヶ所	1,838	2,832
遠賀郡	35,671	47,419

註. 「遠賀郡中人高帳」(楠野家文書425),
「福岡県地理全誌」(『福岡県史資料』
4)より作成。

郡のみにて継続されている有様となり、他に現夫仕いの困難な一部地区や六宿人馬仕組、上座郡大川筋普請夫銭、渡海場の普請夫銭に夫役の代銭納化が見られるという状態であったという。

夫銭仕組が継続できない大きな理由は夫銭の滞納にある。遠賀・鞍手両郡も文化一〇年には六〇文銭一六四貫目の大銭滞りがあったのであり、両郡がこの危機を克服出来た理由として、夫銭を遣いきららずに臨時費を除いていたこと、後期には村救いに渡される焚石御益銭の制度があったことがあげられるが、その外に日雇・遊民層の賃労働の場が、他郡に比して多かった事が考えられる。夫銭による賃銭労働や、両郡内の炭山や真名子鉄山等の鉱山、黒崎・木屋瀬の宿駅、若松、芦屋、山鹿等の港湾、年貢米や商品生産物の流通経路である遠賀川流域における賃労働や地主地の日雇労働等々によって得た賃銭が、貧農層の夫銭上納を可能にしたと思われる。また夫役の出肩による賃銭よりも相対

力を前提にしたもので、上層農民や商人・職人の要望に適い、夫役徴発手続の簡素化と火急時の臨時的夫役の人夫確保に有効であったといえよう。この夫銭仕組は夫役の減少を目的として明和期の改革の中で各郡で試みられたが、安永二年の段階で遠賀・鞍手、宗像・那珂郡のみが、文化九年段階では遠賀・鞍手両

の日雇賃錢の方が高く、困窮百姓が日雇稼に精を出せば「種子漬最早時候後ニ相成候得共、何れ茂日雇稼等ニ打順今日之過詫^レ而^レ三而^レ」と農村荒廢の要因となつたであらう。当初、現夫仕いを減少させて農作業に専念させる意図があつた夫錢仕組が、結果として農民層分解をさらに進行させる一因となつたと言える。表2で示されている様に、遠賀・鞍手郡の労働人口が福岡藩の他地域に比して多く、遠賀郡の中では、芦屋町・若松村・黒崎三ヶ所に人口が集中しており、この地域の人口は、遠賀郡総人口の二五%を占めていた(天保一四年)。そしてさらに幕末から明治初期にかけて、この地域は農民層分解によって土地離れした層を吸収して人口を増加させた(表3)。

天明期以降の荒廢した農村の建直しのためにとられた本百姓体制の維持・再建策⁴⁸⁾と夫錢仕組は結果として矛盾するもので、夫錢仕組は農民層の分解を推し進め、農民の土地離れの一因となつたと思われる。

二 農村の夫役負担

1 夫役賦課基準

夫役賦課の基本台帳として「面役極(根)帳」が領内の各村で作成されたが、その作成基準が郡によって相違するので、それについて述べよう。

遠賀・鞍手・嘉麻・怡土・御笠郡の「面役帳」を表にした(表4)。各々年代が異なっているが、明和期以降、面役引分が変わつたとは思えないので、各々比較できる筈である。御笠郡には触単位の「面役帳」が残存していないので、一村限り分を参考に掲げた。

各郡の共通点は、その年の春の「宗旨改帳」の男子総数を基準にしていること、大庄屋・庄屋の面役引が一人であることである。これは宝曆一三年に藩によって統一されていた。鍛冶の面役引半人分も共通であつた。

表4 面役極(根)帳

	遠賀郡 修多羅触 天保14	鞍手郡 官田触 天保14	嘉麻郡 赤坂元 元治元	怡土郡 井原触 文化11	御笠郡 乙金村 明和9
宗旨改人数(男)	4441人	3089人	2998人	1538人	115人
四歩5厘引	1998	1388	1349	1	51
14才以下・60才以上				584	
大普庄屋	1	1	1	1	
普請才判	1	2			
普養才育	1	1	1	1	
博奕見ケ	1	1			
庄屋手代屋	22	13	20	11	1
庄屋	1	1			
大組	2	1	2	2	
山散	56	48	×170	×150	×6
郡旅社舟舟改枝	26	26	×64	×39	×6
散	25	15	22	14	1
郡	1		○2		
旅方倉			1		
社舟舟改枝		2	1		
舟舟改枝			1		
枝			1		
小田崎	2				
洲口	1				
唐盲出陰鍛渡医馬山犬免郷牛大浦開社	14				
僧家	9	5	4	1	
出陰	38	23	26	24	5
鍛渡	23	19	3		
渡医	△8	△55	△55	△2	
馬山犬免郷牛大浦開社	4	4			
盲出陰	10	20	11	6	
鍛渡	9	5	6	3	
渡医	1	4	4	3	
馬山犬免郷牛大浦開社	5	5	5		
盲出陰	1				
鍛渡			△85		
渡医			1	1	
馬山犬免郷牛大浦開社			1		
盲出陰	80				
鍛渡	22				
渡医		6			

福岡藩の夫役に関する一考察

	遠賀郡 修多羅触	鞍手郡 田触	嘉麻郡 赤坂触	怡土郡 原触	御笠郡 乙金村
	天保 14	天保 14	元治元	文化 11	明和 9
御救免夫 大庄屋・養育方召連夫 大庄屋元諸御用夫 御用継状持夫 肥前越往還持夫 若松村投受分 20~30ヶ年御用捨免者 依欠御称落 長病人・身体障害者 宗旨後死奉人公出 他郡・村へ	30 323 12 29 176	 12 11 76	253 7 18 45 44 51 5 171 7 2 5	 8 4 2 46 3 6 37 8	 2 1
小計	(2932) 2937	(1695 5) 1697 5	2307 3	946 1	73
他郡・村方入	147	76	1	23 8	
現面役 夫銭(六銭)	1651 41貫275匁	1467 5 30貫817匁5	691 7	615 7	42

註. ×印は1人に付3人面役引, △印は1人に付0.5人面役引, ○印は1人に付2人面役引。()内の数字は面役引分の実際の計。楠野家文書417, 吉柳文書3, 有松家文書1086。乙金村分は、近藤典二「筑前領内宿駅の助郷について」より転載。

一番の相違点は、怡土・御笠郡が一四才以下、六〇才以上の夫役対象外の者と夫役負担者とを「宗旨改帳」によって正確に把握したのに対し、遠賀・鞍手・嘉麻郡では、男子総数の四歩五厘を除いた残りを夫役負担者としたことである。怡土郡では、各村の「面役根帳」の前に宗旨改帳に記載された男子の年令と名前が書出されており、一五才から六〇才までの者の名前の上に一人分は○、半人分は◇等の印や、長病につき何歩引等の理由や面役売買の相手が記されており、これによって夫役負担者が確認されている。面役を採用した藩の意図、領民の正確で確実な把握は、怡土郡に於ては可能だったが、福岡藩の東部に於ては、それが四歩五厘引という大雑把な把握し

か出来なかつたのである。

四歩五厘の割合が一四才以下、六〇才以上の者をあらわすとならば、これがどの程度実態を把握しているかを遠賀郡の「宗旨改帳」⁴⁹で確かめて見ると、その差は五〜一五%程あり、実態より多くの人数が面役を免除されていたことになる。遠賀・鞍手・嘉麻三郡では、病人・身体障害者の免除がなされていないので、これらの者も四歩五厘の中に入っていると見做してもよいであろう。

二つ目の相違点は、遠賀・鞍手両郡では現面役人数に各々一人当り六錢（六〇文錢、丁錢六〇文〓六錢一匁）二五匁と二一匁をかけて夫錢を算出していること。これは両郡が夫役の代錢納を建前にしており、他郡は現夫仕いを主として、二つ目からくる相違である。

三つ目の相違点は、組頭・山ノ口の面役引が遠賀・鞍手両郡では各一人であるのに対し、他の郡は各三人引となっていることである。井原触では、組頭が村に二〜三人と多く、触内一二ヶ村の組頭人数は五〇名と、総人数に比べて組頭数が多い。組頭・山ノ口は各村での必要度に応じた人数が配置されている筈であり、他郡では、一村の組頭数は一〜五名である。この組頭の面役引分は、寛保三年の達には一人と記しているが、その後の史料では大方が三人となっており、組頭・山ノ口共二各三人の面役引が領内では一般的で、遠賀・鞍手郡の各一人の面役引の方が異例であったと考えられる。

四つ目に、嘉麻・怡土郡では欠落者が除去されているのに対し、遠賀・鞍手郡では除去されていない。欠落者がいないとは考えられないが、他郡・村間の出入が激しいところから、奉行人の出入でとらえているのであろうか。

また嘉麻郡の特徴として、大庄屋・養育方の召連夫、御用継状持夫、大庄屋元諸御用夫等を面役引している事である。その他の面役引分は各郡の置かれた位置等の特殊事情によって定められていた。⁵⁰

以上のことから、「面役帳」が遠賀・鞍手郡型、嘉麻郡型、怡土・御笠郡型との三つに大別され、各郡共通の基準で

表5 福岡藩面役人数高

		面 役 人 数		
明和 6	4万 5966人 5歩			
文化 8	4万 2624人 5歩			
天保 11	5万 1139人 1歩4厘2毛			

註 「黒田藩農政資料」(九大法学部蔵)、「御巡見使達諸入用夫惣郡割方帳」(楠野家文書 723の3)より作成。

〔六歩〕等が除かれた。出金による面役引も五分七厘とか六分一厘と細かく計算された。そして各個人分が村の組ごと合計され、これが村内での基準となつたのであろう。^⑤

嘉麻・穂波郡では、幕末には面役人数と共に作掛人数が賦課基準として採用された。作掛人数は面役人数の算出法と同様に、「宗旨改帳」の男子総数より四歩五厘を除き、大庄屋・庄屋・組頭・山ノ口・散使を各一人分宛除き、欠落者、宗旨改後死人、奉公等による村民の出入分を除いた残りの人数が、作掛り人数と称されている。^⑥作掛り人数はいずれの明細帳にも面役人数と共に書き並べられてある。面役人数より多い作掛り人数を賦課基準とすることは、一人分の負担高を減らして、より低い困窮農民にまでも負担させる意味をもつ。

2 「夫銭仕組建前帳」

「夫銭仕組建前帳」^⑦は一ヶ年の夫遣いの計画書である。夫銭仕組の対象となる夫役は郡夫遣い(郡役)で、村夫遣い

「面役帳」が作成されたとはいい難い。しかしこの結果出された「現面役人数」が、各郡それぞれの夫役負担可能限度数だったのである。総面役人数を藩が掌握した例をあげよう(表5)。天保一一年分は、巡見使通過の際の夫役を総郡割した時の面役人数であるが、細かく面役引をしている郡が存在することがわかる。また文化八年から天保一一年の間に、面役人数が八五〇〇人程増加している点からみて、面役人数の把握の仕方はかなり弾力に富んだものであったのであろう。

遠賀・鞍手両郡ではこの「現面役」人数が、郡・触・村内等での賦課基準となつたが、嘉麻郡ではさらにこれに加除して、触内での賦課基準を別に出しており、さらに個々人の負担高は一層細かくなり、買面分引、出金分引、年番面引(一人又は五歩)、犬付面引(二歩五厘)、組頭取面引(五歩)、村中評議の上用捨(一

(村役)は対象外である。触夫の呼称もあったが、明和三年に、隣村の普請であっても触内以外の村には出肩しない傾向にあったので、触夫を廃して郡夫で総称した。⁵⁴⁾

郡夫と村夫は、「一統之定無之故ニ候間、道理之取様ニ而村夫を以郡夫ニ願受候指働候庄屋・組頭ハ、一村之百姓共能庄屋と気伏仕候様相心得候段、尤成る方便ニ候得共、根元不直不法之義」故に、明和七年「御國中郡夫村夫取分定書」⁵⁵⁾によって区別された。

村夫遣いは、一村内で済ますことができる水利関係の普請、溝浚並びにそれに必要な材木・杭葉伐出運搬、一村内の請願のための郡奉行、其外諸役人の出郷入用入馬、給知地頭への納物並びに入用夫、往還日常手入、一村内の氏神の神社の普請、村次状次人馬等、村内の自治に係わる村仕事であった。

徴収された夫銭はどの様に運用されていたであろうか。夫銭仕組の収入は、各村ごとに算出された現面役数に、文化一〇年以降は遠賀郡では一人に付六錢二五匁、鞍手郡では六錢二一匁を掛け合わせた金額で、これは四月と一〇月の二度に分けて上納された。この分を定格夫銭と言ひ、臨時夫銭とは区別された。

定格夫銭は寛政二年三月の「遠賀郡夫銭触分建前帳」で、惣夫銭と引受夫銭に二分された。惣夫銭は郡共通の夫役に使われ、触内のみの方役には、引受夫銭より出銭された。惣夫銭はこれ以後、黒崎宿綿屋十兵衛預りとなり、引受夫銭は触内に一人、預り主がいた。⁵⁶⁾

寛政二年の「遠賀郡夫銭触分建前帳」では、遠賀郡の面役高は六〇〇八人で、一人に付六錢二四匁の夫銭で夫銭総高一四四貫一九二匁となり、この内六錢六一貫一六〇匁を惣夫銭に、残り六錢八三貫三三匁を四触の引受夫銭とした。その後惣夫銭の割合を増やしている。文化一四年、惣夫銭六錢八七貫目余、引受夫銭六錢五五貫目余、残り(予備)六錢一五貫目余に分けていたが、引受夫銭に予備がなく差支えるというので、惣夫銭を五ヶ年均して減じ、引受夫銭を増やすことになった。天保一〇年修多羅触の場合、惣夫銭六錢一〇貫五五匁余、引受夫銭六錢一〇貫四九匁余とは

ば同額に、天保一四年も同様な割合であった。^⑧

鞍手郡の場合、文化一〇年の惣夫錢六錢三七貫目余、引受夫錢六錢二六貫目余、残り（予備）六錢六一貫目余であり、文化一四年は、惣夫錢六錢七四貫目余に対し引受夫錢六錢五九貫目余、残りの備分を六錢二四貫目余と分けていたが、その後遠賀郡同様引受夫錢を上げた筈である。両郡共に夫錢を使い切らずに予備費を残している。この予備費は貯えられて、溜り錢が余分に出来れば、郡益になる普請を行うという。この予備費が夫錢未納分に、或いは洪水荒普請等の臨時夫錢の立替えに利用されて、夫錢の円滑な運用に役立った。

惣夫錢で賄われる夫役とは、諸大名の往来、福岡藩主の参勤上下、「御成」の節の夫役等、筑前六宿を始め各宿や往還の交通往来に伴なう夫役・諸飛脚、郡家・茶屋用の諸品調達や普請、数触にまたがる川凌、郡橋掛替、浜山植立、御山輪地焼夫や若松蔵の普請、制札所番所繕等、定期的に行なわれるもので、二触以上に係わる普請や宗旨帳面上納の際の召連夫、黒崎漂流手当等である。

一番多く使われるものは文化一四年を例にあげると、遠賀郡では「参勤御上下底井野御成之節内夫飛脚并入用品・橋・溝凌」に六錢一七貫目、「黒崎問屋場御代官證抛渡」に六錢六貫五〇〇匁と、交通通信夫役關係に使われる夫錢が多かった。

鞍手郡でも同年、「木屋瀬宿間通投渡錢并宿馬強料」に六錢三二貫目余、「御代官諸飛脚問屋場諸臨時」に六錢七貫目余、「御参勤上下底井野御成内夫諸飛脚并諸品入用」に七貫目と、やはり交通往来に要する夫役が大きな位置を占めている。惣夫錢はさらに惣夫錢・御成夫錢・普請用とに分けられ、互に過不足分を補填し合っている例が見られる。

これに対し引受夫錢では、遠賀・鞍手両郡共に触内での普請が主となっており、外に大庄屋元飛脚並びに福岡在郷召連夫、定・臨時飛脚、人馬通付、免用材木挽立大鋸内夫賃錢と各村の節村賃錢に使用された。また引受夫錢は普請用、洪水備、諸口用とに分けられて使用された。

以上が定格夫錢の支出の建前であるが、これ以外に遠賀郡では、面役引となっている若松村・山鹿魚町・芦屋町・黒崎船町の御用夫錢投受分（文化一〇年では面役七〇一人、六錢一六貫八二四匁）があり、黒崎宿間通・臨時通共に黒崎三ヶ町面役直渡し分（同年、面役二三〇人余、五貫六七三匁八分）があった。

寛政二年、惣夫錢と引受夫錢とに夫錢が分けられて後、触単位で責任をもって諸普請を行なうことになった。いわゆる触夫の復活である。格別余分の夫遣いが必要な時は、触助合を願出ることが出来るが、成べく触切引受とし、余分の夫遣いは二・三年かけて行う様にと定められた。また洪水・旱魃等による用水普請は、定格夫錢より渡していたのでは凌げなくなるとして、一触一〇〇〇人迄は夫錢より支払い、その他は「現面役仕捨り」とすることにした（遠賀郡）。文化一〇年の改正では、洪水荒諸普請は原則として現夫仕いとしたが、郡夫による普請の場合、それまでの「願村夫一順出捨（遠賀郡）」、「夫高之内二割村夫出捨（鞍手郡）」が廃止された。この出捨分は、その後別な基準を設けて復活している。

3 「夫錢取立割方帳」

夫役が定格夫錢の範囲内で賄なえないので、多額の臨時夫錢の徴収がなされた。文化一〇年の夫錢改定以後、文政十一年十月より翌四月までの夫錢四歩の用捨等、夫錢仕組の運用が危ぶまれた時期があったため、恒常的な夫錢負担をこれ以上課すのは無理とみた藩は、その後一人当りの夫錢（遠賀郡で一貫五〇〇文）を増加させることはせず、専ら臨時夫錢でもって徴収した。そこで農民の夫錢負担の実態を、遠賀郡修多羅触の「夫錢取立割方帳」（楠野家文書）より見てみよう。

夫錢取立高を表りに掲げた。年代が揃っていないが、文政期の分は面役人数から、また楠野太一郎がこの時期戸畑村庄屋をしていたことから、戸畑村の分と見られ、天保期の分は修多羅村の分で、各々面役一人当りの半期の夫錢取立高である。多い時で二貫二六〇文、少ない時で七七三文。天保期の修多羅村の夫錢の方が多。この夫錢は、村の

表 6 夫錢取立高

	年 月		1人分の夫錢高	
	文政元.	元. 10	丁錢 1貫	215 文
戸畑村		6. 10		843
		9. 4	1	773
		9. 10		050
				858
修多羅村	天保 12. 10			965
	13. 4		2	260
	14. 4		1	590
	14. 10		1	360

註「夫錢取立割方帳」(楠野家文書 1124, 1579, 1566, 1557, 153, 128, 160, 154)より作成。

御上下」「御成達」の送人馬は現夫仕いの無賃錢の苦であるが、村内では、これら無賃錢の夫役(普請の際の村夫出捨分も)をも賃錢化して村の夫錢負担高に入れている。面役一人当りの高が決まると、各個人より取立てるのであるが、その際、前季半年分の各人の出肩を差引いて取立て、出肩の方が多い者へは余分の夫錢を渡した。

まず修多羅村の夫錢負担者を、面役人数の基準となった「宗旨改帳」、面役引を書上げた「面役極帳」、夫錢上納者を書上げた「夫錢取立帳」(いずれも天保一四年分)によって確認して見た。

「面役極帳」の内、他村へ奉公に出ている者で、「宗旨改帳」に名前がない者が五名、「夫錢割方帳」で実際に夫錢上納している者で「宗旨改帳」に名前がないもの7名がいる。「宗旨改帳」の一五〇才の男子総数より面役引されている者、御家中・他村への奉公者を除き、他村よりの奉公人四名を加えると、実際の夫役負担相当年齢者は八一人五分となり、この年の現面役人数六六人五分より一五名多い。「面役極帳」で他村より奉公にきた四名は全く夫錢負担し

定格夫錢半期分(一人七五〇文)と臨時夫錢の合計を面役人数で割ったものである。臨時夫錢の内容を天保一三年一〇月の分より見てみると、「浜垣結普請村夫一順引、当春新弘方四人賃錢、戸畑新堤普請出夫一五人分村足し分、村制札場壁篠四荷代、浦巡見達当村出錢分、同若松も有毛行馬二疋賃錢、同柏原行馬三疋賃錢村足分」等の臨時の出夫錢や郡夫普請の際の村出捨分、「殿様達拼凡見込分、殿様參府達大里送り人足五人分、同小倉送り四人賃錢、薩州様御登達人足一九人」等の臨時交通夫錢、「宝林院様御塔引夫錢」等国中割分の負担、また「洪水拼夫錢本上触へ払出分」等借金返済等である。文化一〇年改正の「追加」によると、「御参勤

ておらず、一四才の男子が半人分負担し、若松へ奉公に出た筈の三人が一人分宛負担している。夫役負担年令相当の者で負担しなかつた者が前期・後期共に二〇名宛おり、この内二人の上層農民がいるところから、面役を売つたと考えられ、買ったのは小田崎番人の利一家と一・五人宛の負担をした平蔵家(唐戸番)と喜助家であつたろう。夫錢負担を除かれている者には下層農民が多い。また旅日雇の者が半期分を負担した様である。新三郎は前期・後期で四貫八〇〇文を上納し(売面)、一年間の夫役を免れたが、新三郎家はその年の夫錢よりも高い額で売面出来る程の上層農民とは言い難く、何らかの事情があつたと思われる。

四・一〇月期各々の夫錢負担数は七一人分と六七・五人分で、面役人数六六人五歩より多く、前期と後期の人数差も大きい。この年、修多羅村では、必要以上の夫錢が取立てられたのである。

以上を考え合わせると、「宗旨改帳」「面役極帳」だけでは必ずしも村の実態を確実に把握できず、前述した嘉麻郡赤坂触の村が、細かな面役引の基準を持っていた様に、修多羅村においても、面役人数に合わせてやや多目に、村内の基準でもって夫役負担者を選んだ様である。

夫錢滞納者は前期分で一九人(一一軒、二六・七%)、後期分で六人(四軒、八%)で、前期四月分の滞納は後期一〇月分に加算され、さらに一二月の「臨時切立帳」で清算された。滞納分には利子がついた。

又、ある程度の現夫仕いがある様で、上層農民・下層農民による出肩の差はなく、むしろ出肩分の差引のない二人は無高の者で、他の日雇労働で得た賃錢で夫錢納入したと思われる。また前期・後期で未納分のある一人は、日雇賃で上納する約束を、また他の一人は大庄屋の召連夫を務めることで夫錢を完納することになっている。

4 「臨時切立割方取立帳」

農民の夫錢負担は以上の外に切増夫錢が、臨時切立分と共に徴収される。これは年貢の俵数にかかる。臨時切立は村人用分であるが、この中にも村夫仕いの氏神社の普請や、諸上納錢や帳簿の納方の費用等が含まれている。切増夫

銭とは「黒崎宿臨時諸通御切増夫銭」のことである。天保一四年の修多羅村では、臨時切立銭八一貫文余、切増夫銭八貫七六九文で、それぞれ一俵ニ付一〇七文、一一文五歩が割当てられた。^⑧この年夫銭を滞納した修多羅村嘉八には一俵の年貢高があつたが、臨時切立と切増夫銭共に滞納し、いずれも日雇稼で支払うことになった。

この外、人馬仕組銭と御用竹木持出夫銭が年貢米大豆と共に、諸上納の中に含まれ一定額を徴収されていた。修多羅村の天保期の人馬仕組銭は六銭五貫五六三匁であつた。

5 夫役内容と出肩

夫銭仕組では夫役の出肩につき夫證扱が渡された。それを村単位に集めて「御證扱控(根)帳」「御證扱送出間通帳」等が作成されている。これによって修多羅村の一年間の夫役内容と出肩総数が凡そ掴めるので、天保八〜一〇年分を表にした(表7・8)。

帳簿には夫役内容により、惣夫(惣夫銭)、普惣夫(惣夫銭中の普請口)、普夫(引受夫銭中の普請口)、夫(引受夫銭)、修(修覆銭)、成(惣夫銭中の御成口)、郡(郡銭)等が朱筆で加えられているが、仕事内容によって夫銭を分けているのである。夫銭以外に郡銭や修覆銭よりも出費されている。大工や石工の一部の賃銭は修覆銭より、諸役人の賄料の内、内夫、薪等は郡銭渡しとなっている。全ての出肩、諸品持出分が夫銭に換算され、出夫賃銭は八〇文(郷夫手伝夫・宿夫は九〇文)、薪一把三六文、竹箒八文、松葉かき一二文、明松一把八文、草履五文、大工賃は二四〇文の計算である。表7では、各普請箇所の大工賃をまとめた。

引受夫銭預りの小敷村茂一郎、郡銭・修覆銭預りの二嶋村伊七郎には、各々給銭と召連夫賃銭が、御成方受持の畠田村角一郎には給銭が、御用聞の枝光村与平にもその働きにに応じて夫銭より賃銭が渡されている。第7表より天保八・九年の夫銭の出銭状況を見ると、諸役人の出郷に伴う費用と黒崎郡家・茶屋の諸入用費と諸役の給銭等が定期的出銭で、普請費用は不定期、臨時の出銭である。

表7 夫役と出肩夫錢

(60文錢立)

夫役の種類	出錢元	天保 8	天保 9
諸役人泊賄料	郡 錢	貫 565 匁 5	貫 732 匁 44
諸役人荷物送り并内夫賃	引受夫錢	3 016 99	4 041 24
黒崎郡家不断用諸品代	惣夫錢	678 3	675 69
黒崎茶屋入用并手伝	〃	367 98	459 98
郡囲米積立入用夫	〃	436 13	
同諸品代并賄料	郡 錢	49 23	
岩屋定番并役宅普請	惣夫錢	1 111 74	
同	郡 錢	31 16	
若松村助合錢	惣夫錢	750	
制札場取繕	郡 錢		344 65
同	惣夫錢		160
若松洲口番所出夫	〃	18 66	119 99
同 郷夫賄代	郡 錢		47 33
浅川村祇園崎普請	惣夫錢	6 66	
山輪地削夫	〃	447 98	528 48
大工賃錢	修覆錢	2 367 4	1 835
頓田村浜垣普請	普惣夫	181 76	
中原村境川普請	〃	547 73	
藤木村開作石唐戸仕居	〃	1 470 59	
江川定格普請	〃	1 442 18	
若松村波除囲	〃	788 65	
有毛村浜垣	〃	485 16	
安屋村浜垣	〃	169 66	
乙丸村普請	引受夫錢	602 79	

夫役の種類	出銭元	天保 8	天保 9
小竹村普請	普夫	貫 匁	貫 544 匁 93
島田村普請	"	379 39	1 717 79
藤木村普請	"	33 2	768 39
二嶋村普請	"		1 313 83
浅川村普請	"		151 66
修多羅村普請	"		373
中原村普請	"		293 33
枝光村犬川開作	惣夫銭		522 53
枝光村普請	普夫		248 86
若松村普請	"		76 8
弘川村普請	"		2 115 94
安屋村普請	"		571 8
引受夫銭勘定召連夫	引受夫銭	23	
引受夫銭預り給銭	"	150	150
普請方増給銭	"	200	200
諸運上銭上納召連夫	惣夫銭	88 16	
御成方加役給米	郡 銭	30	30
修覆銭預り苦勞銭	修覆銭	100	100
御郡銭預り苦勞銭	郡 銭	100	100
御用閣枝光村与平へ	惣夫銭	65 17	172 49
備油代銀納召連夫	?	23	
修覆銭勘定召連夫	?		15 33
大庄屋召連夫	引受夫銭		600
御帰国達黒崎宿渡	郡 銭	91 33	
計		16 838 16	19 131 47

註. 「御證拠送出問通帳」「御證拠根帳」「節村并ニ諸給銭人馬賃銭共に御證拠控」「御證拠控帳」より作成。

表 8 各村の出方賃銭

(60文銭立)

村名	平均面役 人 数	天保 8	天保 9	天保10	面役 1 人の 平均賃 銭
高須	22 人	貫 426 42 匁	貫 70 26 匁	貫 36 66 匁	匁 8 08
魚町	121 17	326 14	453 99	563 98	3 70
畠田	21	173 19	634 13	171 05	15 53
戸畑	171 83	880 62	1 851 57	1 899 49	8 98
有毛	105 17	1 061 62	1 178 07	469 03	8 59
山鹿	135 83	830 68	989 97	1 557 84	8 29
藤木	84	2 215 47	1 452 6	1 800 92	21 70
若松	(320 33)	818 83	633 71	85. 16	(1 60)
修多羅	62 17	712 37	2 570 24	914 85	22 51
大鳥居	20 33	201 98	84 72	296 25	9 56
頓田	78 5	490 32	485 25	164 86	4 84
二嶋	94 5	907 86	1 623 21	1 185 12	13 11
中原	72 67	1 076 46	1 017 78	984 16	14 12
小竹	76 67	534 83	1 030 09	146 46	7 44
弘川	23	465 98	453 23	305 79	17 75
浅川	45	813 44	465 59	575 76	13 74
枝光	87 33	892 16	1 435 33	1 947 1	16 32
小敷	31	151. 65	82 33	9 06	2 61
小石	64 33	165 59	767 2	46 2	5 07
蟹住	38	899 79	528 39	1 068 54	21 90
塩屋	27 5	515 71	266 18	770 58	18 82
乙丸	58 67	974 71	365 84	234 45	8 79
安屋	117 5	434 38	1 008 53	348 46	50 81
竹並	70	183 04	371 41	209 52	3 64

註. 「御證拠送出間通帳」(楠野文書 1559, 998, 1000), 「御證拠根帳」(同文書 327), 「節村并ニ諸給銭人馬賃銭共ニ御證拠控」(同658), 「御證拠控帳」(同2077) より作成。

表8は天保八〜一〇年の修多羅触各村の出肩夫銭で、各村の受取高である。若松村はこれに六錢七五〇匁の助合銭を受取ることが出来た。平均面役人数は史料の制約上、天保七・九・一〇年を平均した。若松村は現面役人数は面役引されているが、他との比較のために書上げた。天保八〜一〇年の面役一人分の平均出肩賃銭は六錢二匁六分余〜二匁五分余となり、一人六錢二五匁の定格夫銭負担額よりも下廻り、これに臨時夫銭も加わっている訳だから、修多羅触では専ら夫銭を上納する方が多かつたことになる。一般に出肩を嫌う傾向にあり、現夫仕に對しては「出くすみ」や「様々と申立間ニハ作病拵致次第心得方不直」者がいた。従つて普請夫役の場合、日雇労働者の分担がかなりあつたことが推測される。

6 洪水荒普請の例

農民の夫銭負担は定格夫銭のみでなく、臨時夫銭の負担があつた。この臨時夫銭の中で大きいのが、洪水荒仕辰普請に伴なう出費であつた。この負担が一村に集中しない様に触單位で平均化するのであるが、普請箇所が少ない村では出銭の負担が重くのしかかつた。

天保十一年六月、遠賀郡は非常の洪水に見舞われ、郡全体で普請することになった。その見積りの基準は、「苗指致出来候迄ハ郡夫仕辰」すとのことであつた。普請終了後、総出夫数二万余人より普請村面役一順半と、触中面役二順分が除かれた残りが、面役人数を基にして四触に賦課された。その結果、出夫過多となつた本城触・別府触に對し、下底井野触・修多羅触より出夫不足分を一人八〇文の計算で支払うことになった。修多羅触は六錢三六貫目余を兩触に支払わねばならなかつた。しかし修多羅触も洪水による被害でこれ以上の夫銭徴収は出来なかつたので、洪水備や御成備夫銭等の予備費からの拝借を願ひ、残り半分は五ヶ年賦で触内より面役割をもつて切立てることにした。

天保十四年九月の修多羅触七ヶ村の高汐被害による普請では、脇触より助合を得て総出夫数九四四三人余を、触中面役人数と若松・弘川・山鹿魚町・戸畑各村の用捨面役人数の七割五分とで負担した。村々の出不足・出過は一人八

○文で村相互間で清算した。この時、他触の助合人数が予定より五〇〇人少なかつたため、一時焚石益錢を借用した。以上の様に修多羅触では、天保一年の洪水郡拼で六錢三六貫目余、同一二年の洪水破損仕戻で同一貫目余と出錢が続き、一四年の高汐被害、一五年にもまた洪水による被害が出た。そこで「私触下必至与指支難許可仕奉存候間、(略)郡拼不被仰付候様」と願出た。幕末になるに従がい夫役・切錢等が高み、触内のことはなるべく触内で始末し、それで済まない時は脇触の助合を得ることにし、遠賀郡全体(四触)で割ることを避ける傾向にあった。安政七年も「洪水拼当年分丈ヶハ触切ニ引切相仕廻候様」との達があつた。

以上、洪水荒仕戻夫の触賦課の例をあげたが、(1)郡夫による普請では、普請村の面役数の一倍半、触中面役の二倍の人数が出捨分となる。この出捨分は前述した様に、村内では夫錢勘定に加えられ、補償されていた。(2)触内での賦課では、若松・山鹿魚町・戸畑・弘川各村の用捨面役人数の七割五歩にも賦課して、各村の負相額を減少させていた。(3)洪水備等の予備費が非常時の場合貸付けられて、夫錢運用を円滑にしている。また焚石益錢も活用されていた。

7 国役賦課の例

国役として総郡割となる夫役には、巡見使、奉幣使、対州御用や非常時備の夫遣い、御塔引夫、城下の石堂橋・赤坂・葉院土橋、糟屋郡多々羅橋普請等があつた。ここでは天保九年の巡見使の場合を見てみよう。

天保九年、九州七国二島巡見使曾我又左衛門・大久保勘三郎・近藤勘七郎の三使は、四月二十八日に若松に上陸し、芦屋・赤間・青柳・姪浜を経て閏四月四日に深江に到着、それより九州各国を巡り、帰路は幸府に八月一〇日に入つて、秋月・飯塚を経て黒崎に二六日に到着し、二四日に若松から帰途についた。

この前後、三使節の通過に伴なう夫役人数・経費は膨大なもので、殊に遠賀郡では泊所となつた若松・戸畑・黒崎宿並びに黒崎代官所の手入、港の普請、一里塚や道筋の手入、江川筋板橋の取除けや助連五〇挺の仕調べ、江川筋所々地石取除き、宿々茶屋の作事等、数々の普請や諸品の運搬、さらに遠賀郡内での滞在が長かつたことによる賄料や

表9 「御巡見使達出夫惣郡割方帳」

(A)

(B)

総郡	出夫数 面役人数 1人に付	万人 88 8355 45 5 1139 142 17 37134	遠賀・鞍手郡の内訳	
			遠賀郡	鞍手郡
遠賀・鞍手郡	出夫数 面役人数 割当人数 勤過分 同夫錢	万人 32 1875 64 1 3580 5 23 5911 48 8 5964 16 114 618 87	出夫数 面役人数 割当人数 勤過分 同夫錢 役所を 受取 残夫錢	万人 27 1975 0325 6905 11 9949 1 15 2025 9358 202 701 25 155 718 77 (+)46 982 46
上嘉座穂・下穂座波郡	出夫数 面役人数 割当人数 勤不足 同夫錢	万人 12 4437 56 1 2215 9 21 2206 55 8 7768 99 117 025 32	出夫数 面役人数 割当人数 勤不足 同夫錢 役所を 受取 計	万人 4 9900 6075 6675 5 11 5962 38 6 6061 77 88 082 36 6 939 57 (-)95 021 93
兩宗粕屋像郡	出夫数 面役人数 割当人数 勤不足 同夫錢	万人 18 8097 78 1 1080 75 19 2487 47 4389 69 5 852 92		
那夜珂須・席御笠郡	出夫数 面役人数 割当人数 勤過分 同夫錢	万人 17 0361 54 8033 63 13 9554 91 3 0806 63 41 075 5		
早志良摩・怡土郡	出夫数 面役人数 割当人数 勤不足 同夫錢	万人 6 0854 2 6228 362 10 8194 99 4 7340 79 63 121 06		

註. 夫錢は六〇文錢
楠野文書(1147)より作成。

福岡藩の夫役に関する一考察

諸役人の出役に伴なう経費等が高んだ。

巡見使下向に先だつて、前年の一月より諸々の調査・夫数の見積りが行なわれ、巡見使下向帰路共に「夫役ハ勿論諸品迄も悉皆夫役之指引ニいたし、追而ハ惣郡わり之任法」とする事や、「此節之御用筋掛り合無之郡々ハ現夫出方無之候ゆへ、拵之上夫錢斗指出候而難渋ニ存、現役目相勤夫錢少々指出度望候ものも候ハ、大庄屋共才覚を以成丈難渋無之様可取斗候事、右之方ニ付、猥ニ弱人馬出ニ而ハ不斗人馬入方相増、惣郡之障ニ相成儀ニ付、勿論一四才以下六一才以上之面役外ニ候もの、曾而指出申間敷候事」と「夫役定書」²⁾が出された。この場合、夫数の総量が多いことから、屢々現夫が要求された。例えば、黒崎代官所からの要望（一五〇〇余人巡見使分、六九〇人不断用）の場合など、不断用と臨時用の夫仕いが重なつて一時的に多数の夫役が必要となると、受負う者もいず、現夫仕いとならざるを得なかつた。また修多羅と本城両触に重い負担がかかるので、四触割を願っている。

巡見使用の諸費用は天保一一年に漸やく清算されたが、それまで一部は大庄屋才覚で借金していた。清算の次第は表9の様であつた。

出夫過多は遠賀・鞍手郡と那珂・席田・夜須・御笠四郡の二地域であつた。これによつて過不足分が代錢でもつて各地域間で清算された。さらに遠賀・鞍手郡の内訳を見ると、遠賀郡が一五万人余の出過で、鞍手郡は六万人余の出不足であつた。遠賀郡の出過分は代錢にして六錢二〇二貫目余。この内郡役所より渡し済みの分を除いた残り、六錢四七貫目程が年賦で渡されることになつた。一方、鞍手郡の場合は、出不足分の六錢八八貫目余の内、四七貫目程を遠賀郡に三ヶ年賦で返済し、残りは郡役所へ年賦返済することになつた。

以上の様に巡見使下向帰路の際の夫役負担の例や遠賀郡の夫錢の基礎となつた一人の出肩が他郡より多いことからみてもわかる様に、遠賀郡は夫役負担の重い地域であつた。

まとめ

福岡藩の夫役政策は、飢饉後の農村復興に際し、労働力の確保の点から夫役負担可能な者全てを把握しようとして元文四年に面役制を採用し、農民階層の分化が進行していく中で、夫役の代銭納化（夫銭仕組）が進められ、夫役の一部が請負化された。それは夫役徴発過程の簡素化と常時人馬を確保出来るという点から、また現夫仕いを嫌う富裕層や商人・職人層の要求とも一致して推し進められた。

夫銭仕組は遠賀・鞍手両郡内と筑前六宿の人馬仕組等限られた中でしか継続されなかった。しかし遠賀・鞍手郡で実施された夫銭仕組も、実際は代銭納と現夫仕いの抱き合わせで、出肩に対しては相対の日雇賃銭より低い賃銭が支払われ、出肩分は夫銭上納の際差除かれた。夫役の代銭納化が建前であったので、夫役一切が銭勘定され、その賦課の仕方は現夫仕いの他郡よりも簡単であった。

遠賀・鞍手郡の「面役帳」が男子数の四歩五厘引を用いて夫役負担者を大雑把にしか把握できなかった事が示している様に、「宗旨改帳」と「面役極帳」のみでは農村内の夫銭負担者の実態はとらえ難く、村独自の賦課基準が別にあった様である。ただ、大庄屋・庄屋・組頭といった上層農民の一部は面役引されており、一部の上層農民は売面によって現夫仕いを免れ、虚弱者・極貧者も負担能力なしと見做されて除かれたために、実際の負担者は村民の多数を占める中層・下層農民であったと云える。しかもその中から村の面役人数より少し多目の人数が実際の夫銭負担者として選択された。

夫銭仕組が遠賀・鞍手郡において長く継続した理由として、村では面役人数より多目に夫銭を課して夫銭を確保し、徴収した夫銭中には洪水備等の臨時費を貯えていた事、また後期には焚石益銭等の村救銀が活用出来た事が挙げられる。また夫銭による出肩への賃銭支払いや、その他遠賀・鞍手郡には、焚石等の鉱山、宿駅、商品生産物の流通

経路であった遠賀川流域や若松・芦屋等の港湾等での広汎な日雇労働の存在が、日雇・遊民層の生活維持を可能にし、一部地区への人口の集中化をもたらした。天保期から幕末にかけて農民層の分解はさらに進行するが、夫錢仕組がその一要因となったと思われる。

〔註〕

- (1) 「福岡藩郡役所記録」明和七・九・二〇（『福岡県史資料第四』）。
- (2) 秀村選三「近世大名領国における夫役の諸形態―福岡藩について―」（『九州文化史研究所紀要』第5号 昭31）、「福岡藩における夫役の賦課法と規則―大名―藩権力の一考察」（宮本文次編『藩社会の研究』昭35所収）。この外、能美安男「夫錢仕組についての若干」（記録一五 昭45）、西村卓「福岡藩後期における「普請」政策」（『福岡県史』研究編福岡藩（一） 昭59）等の研究がある。
- (3) 柴多一雄「近世中後期における福岡藩の財政構造」（『九州史学』昭52）、同「幕藩制中・後期農村支配機構に関する一考察―福岡藩五郡奉行制を中心に―」（『九州史学』64 昭53）、野口喜久雄「文化期の福岡藩藩政―財政政策を中心として―」（『福岡県史』近世研究編福岡藩（一）昭59所収）。
- (4) 柴多一雄「近世中後期における福岡藩の財政構造」。
- (5) 野口喜久雄「天明・寛政期の福岡藩」（九大教養部「歴史学・地理学年報」2 昭53）。
- (6) 「免奉行郡代中受持之儀無覆蔵申談人夫仕ひ并普請等之儀入念可申事」享保一八・七・二〇。「郡修覆米銀（略）此以後一々年銀米斗を受候て払相立可申之事」元文元・八・七。「郡々普請免奉行不罷出候付小破損たり共修覆仕候様」元文二・二・一八。「隣国御大名方御領中御通路之節宿々人馬賃錢渡方無指問様」同・二・二三。「御国中宿々諸通之節人馬差出之儀ニ付御達之事」寛保三・六・二〇。「郡々人馬召仕方其外普請之節等夫仕之儀」同・一・四。「郡々諸方普請之節木材挽立伐立等之儀郡夫召仕之儀」同・一・一八（『福岡藩郡役所記録』）等々。寛保三年「御定」（楠野家文書三三五）。
- (7) 「去年人別役目に相成」元文五・四・一八（『福岡藩郡役所記録』）。
- (8) 秀村選三「福岡藩における夫役の賦課法と規則」。
- (9) 秀村選三「近世北九州農村に於ける奉公人の供給事情」（宮本文次編『九州経済史研究』昭28所収）。藤村潤一郎「福岡日雇

- 支配・大坂通日雇萬屋喜並次について」(史料館研究紀要8 昭50)。
- (11) 秀村選三「福岡藩における夫役の賦課法と規則」。
- (12) 「福岡藩郡役所記録」元文四・一二・一八。
- (13) 「福岡藩郡役所記録」寛保三・四・一八。
- (14) 「福岡藩郡役所記録」寛保元・正・二八。
- (15) 柴多一雄「近世中後期における福岡藩の財政構造」。
- (16) 「福岡藩郡役所記録」宝曆一三・四・一。
- (17) 「福岡藩郡役所記録」宝曆一・三・二七、同一〇・二・二二。
- (18) 古野清人「筑前宗像の一家事記録」(九州文化史研究所紀要)八・九合併号 昭36)では、大庄屋一四人、庄屋一〇人の面役引があったと記されており、『鞍手町誌』頁五四〇には、庄屋の引役一〇人の史料が記載されている。大庄屋の給米は五〇俵から一〇〇俵に、庄屋給米も増やされた。大庄屋、庄屋の給米値上げのもう一つの理由は、五郡奉行による農村の直接支配によって郡方役人も減らされ、しかも郡奉行は福岡に在任しているので、「大庄屋・庄屋を中心とする村役人を、一層強力に支配機構の末端に組み込み、郡方下役人の職務の一部を彼らに委ねていった。」ことによる(柴多一雄氏説)。
- (19) 「福岡藩郡役所記録」宝曆一三・一〇・二二。
- (20) 『宮田町史』上 昭53頁五六一。近藤典一「筑前領内宿駅の助郷について」(日本歴史一五八 昭36)。人馬仕組の開始年を前者は延享四年、後者は同五年としている。
- (21) 「仮」軸帳」(古野家文書二五一九)。
- (22) 九州大学法学部図書室蔵。
- (23) 「遠賀郡夫遣定書」には、「大工・大鋸共ハ夫錢指出候而茂面役適度希ひ之由相聞へ、右類又ハ無廻次第可願出候詮儀之下夫錢出させ面役可指除候」とあり、また「芦屋町ハ都而商人故役目ニ罷出候儀及難儀候ニ付依頼去ル未ノ年(宝曆一三)ト夫錢指出シ面役除り来候」とある。
- (24) 松崎武敏所蔵文書(福岡県立図書館複写版)。
- (25) 古野清人「筑前宗像の一家事記録」。
- (26) 三苦家文書二八八五(九大教養部玉泉館蔵)。

(27) 秀村選三「近世中・後期福岡藩の夫役制度に関する資料」(『経済学研究四五の二』昭54)。

(28) 前掲秀村選三氏の「資料」、『増補改訂遠賀郡誌』上 頁二五一 昭36。

(29) 前掲柴多一雄氏・野口喜久雄氏論文。

(30) 野口喜久雄「文化期の福岡藩藩政」、『宮田町史』上 頁六九三。「郡浦御用頭付」(三奈木黒田家文書五一七、九州文化史研究施設蔵)。

(31) 文政元年冬の鞍手郡上有木村の村方騒動も「夫銭割方ニ不道利有之」が原因であった(『宮田町史』上 頁六九七)。

(32) 「郡浦御用頭付」文化九・四・一四。「郡方御用」(三奈木黒田家文書五二二)。

(33) 前掲秀村選三氏「資料」。

(34) 「鞍手郡宮田村村夫軸帳」文化一〇(吉柳文書 松崎武敏所蔵文書)や「鞍手郡上境村村夫軸帳」(直方市立図書館蔵)がある。

(35) 前掲秀村選三氏「資料」。

(36) 藤村潤一郎「福岡日雇支配・大坂通日雇萬屋喜平次について」。

(37) 遠賀郡の夫銭が出肩二〇人、賃銭八〇文で一貫六〇〇文の所を一貫五〇〇文にした点、また「追加」の中で、「鞍手ハ凡拾八人之積を以同壹貫二〇〇文と切立高を極たるものニ候」とあるが、それは安永二年以降に、出肩二〇人、賃銭六〇文の計算で決められたものであり、この安永期以降の夫銭の改定時点より、出肩×賃銭を考慮に入れない一人当りの夫銭高が決められる様になったものと推測する。その時点で遠賀郡の現夫仕いは廃止され、夫銭納に変更されたと思われる。

(38) 柴多一雄「幕藩制中・後期農村支配機構に関する一考察」。「郡役所定」(黒田文書一八六)。文政七年九月よりは、一ト掛り郡代一人、助役一人になった(『仮』万寛「楠野家文書二〇五三」)。

(39) 「年始御用会控帳」天保九(楠野家文書三二九)。「御用談頭書」文久二(同文書七九二)等。

(40) 天保四年、山鹿村では「歩割」のやり方に不満を抱いた村人が、「村方才判方不直」と庄屋を訴えている(遠賀郡山鹿村百姓浜中又助御詮儀ニ付乍恐申上口上覚「楠野家文書一八五五」)。また大庄屋が庄屋中より訴えられて詮儀を受けており、一、私触下村之内極貧民之者ハ触下へ居不申迎も宜敷追払等と申義之事、一、賄路相好候由之事、一、触下庄屋中御用会之節自分貸方催促致候事、一、触下御免用諸普請之口夫積之節、引受夫銭欠略仕、夫銭仕イ出大庄屋取込候事、一、枝光村へ私抱田地有之、土手筋夫銭ヲ以強メ候様之事(『仮』乍恐申上候事「楠野家文書一六九七」)等の項目について弁明している。こ

の様な農民間の対立を激化させた原因の一つに、入庄屋役の者が受持村に居宅を移さない事にあり、村人との意志の疎通を欠いて村政遂行の妨げともなったのであろう。安政六年、藩は「入役申付候者は堅三十日限引越、其旨役所江可申出候、左候ハ、引越料相渡候様可致候」と庄屋の転宅に引越料を出すことにした。〔御触状写帳〕安政六・七・二六、楠野家文書七三三。嘉永三年八月には修多羅村安養寺に農民が立籠り、安政七年二月には、蛭住触二ヶヶ村の農民が島田山へ打寄る等の村方騒動が起っており〔万諸控〕楠野家文書一〇二二、安政六・七年には、郡代内野太郎左衛門に掛り郡在住が仰付けられている。〔御触状写帳〕安政七、楠野家文書七五三。若松地区では、文政六年に小石触より蛭住触に代って以後、修多羅触、蛭住触、弘川触、本城触と明治四年までに大庄屋が六回代わった〔若松市史〕第二集昭34〕。

(41) 「底井野御在任御達書写」〔楠野家文書一五六一〕。

(42) 「宮田町史」上 頁七九一。

(43) 「宮田町史」上 頁七九五。〔仮〕覚〔古野家文書一〇三六（九州文化史研究施設蔵）〕。

(44) 「〔仮〕諸普請ニ懸ル郡方御法書写」〔楠野家文書一七八五〕。

(45) 前掲秀村選三氏「資料」。

(46) 「郡方御用」三奈木里田家文書五二二。

(47) 嘉永三年郡町浦日用賃銭・平日雇は三〇〇文であり〔前掲藤村潤一郎氏論文〕、高騰する賃銭を押えるため安政七年「下女下男給米、其外田植給、肥代等都而二割引郡内申合候事、但銭半分、米半分ニ算用之事」の申合せをしており〔御触状写帳〕、元治二年の「中嶋井二名護屋崎御台場普請」の日雇夫は六五〇文、七〇〇文であった〔楠野家文書一三三二・一三三三〕。

(48) 「乍恐連名を以御願申上候寛」〔有松家文書 五四一〕。野口喜久雄氏が天明・寛政期の政策が本百姓経営再建策で、文化期の政策を秩序維持策ととらえたのに対し、柴多一雄氏は文化期の農村政策を本百姓体制の維持・再建策であるとしている。また西村卓氏は「福岡藩後期における「普請」政策」〔『福岡県史』研究編福岡藩(一)〕の中で、「文化一〇年段階に新たに再編・強化された夫銭仕組」が、「同期の藩政改革の意図、即ち農村支配機構の再編・強化、それによる本百姓体制の維持・再建」というものと相即一体したものと述べている。しかし、下層農民が出肩よりも高い賃銭の相対の日雇労働を好む傾向が見られ、それは農民の土地離れとなり、結果的には夫銭仕組は本百姓体制の維持・再建策とは矛盾するものであった。

(49) 楠野家文書。

(50) 修多羅触では浦分の面役引がなされている。戸畑村は当初より三五人が面役引されており、山鹿魚町では当初六二人の用捨であったが、文政四年より四七人に、さらにその後四五人となった(楠野家文書一八九七・一八五五)。開作百姓や困窮村の面役引もこの触の特徴で、弘川村は天保一年より一〇ヶ年間面役用捨となっていた。若松村は「宿役并御船御用其外水夫共年中余分之御役目相勤候所柄」につき投受けとなっていた。

(51) 「組々現面役書抜帳」嘉永四(有松家文書一八)

(52) 「嘉麻郡赤坂触村々作掛ヶ人数調子書上合帳」安政五(有松文書三二五)。

(53) 「遠賀郡夫錢触分建前帳」寛政二(田家文書八、福岡県立図書館蔵複写版)、「鞍手郡夫錢仕組建前帳」文化一〇(秀村選三氏「資料」)、「両郡夫錢仕組建前帳」文化一四年(中野家文書三三、福岡県立図書館蔵複写版)。

(54) 「遠賀郡夫遺定書」。

(55) 秀村選三氏「資料」。

(56) 安政より慶応期にかけての惣夫錢預りは陣原村末松文九郎で、大庄屋格、苗字御免が仰付けられていた(「御触状写帳」楠野家文書七三三、一六二四、一四六五)。天保元年二月より一三年四月まで修多羅触の引受夫錢預り主は小敷村茂一郎で、辞める間際には勘定が合わなくて證儀を受けている(「諸願書控帳」楠野家文書七五一、「諸御用控帳」同七六一)。

(57) 「遠賀郡修多羅触面役極帳」(楠野家文書四二四、四一七)。

(58) 「両郡夫錢仕組建前帳」

(59) 「遠賀郡修多羅村御徳割帳」天保二年(楠野家文書一〇一九)より年貢納入高をみた。

(60) 天保一三年段階で修多羅村在任の旅日雇人の成年男子は四名おり、その中でも一番長く、天保九年より在任している者が半期分を負担したと考えられる(「遠賀郡修多羅触村々江入込居候旅日雇国所名元書上帳」(楠野家文書四六一)。

(61) 嘉麻郡では「面役帳」で面役引した大庄屋元御用状持夫・召連夫、普請方や郡錢預り主の面役引分を各村に売付けて請負費を捻出している(「面役米指引之覚」有松家文書四五・九四三)。また「病者虚弱之者面役之勤難出来者江ハ總之夫錢ニ而売渡表向之勤を相助ヶ候」(乍恐奉願覚)同五三九とある様に、現夫仕いの嘉麻郡でも何らかの形で夫役の代錢納化を進めている。

(62) 楠野家文書一六五。

- (63) 「年中寄会帳」天保二年（楠野家文書四〇〇）。
- (64) 「(仮)達」(楠野家文書七二三の二)。
- (65) 「(仮)洪水荒仕廻目録」(楠野家文書七二三の三)。
- (66) 「乍恐奉同上口上之覚」(楠野家文書六九七)。
- (67) 「修多羅触修多羅・頓田・小竹・小石・若松・戸畑・山鹿七ヶ村去卯九月高汐破損所仕戻シ触中夫拵帳」(楠野家文書一〇二五)。
- (68) 「諸御用控帳」(楠野家文書七六一)。
- (69) 「御触状写帳」(楠野家文書七三五)。
- (70) 「郡方御用」に「御巡見使奉幣使(略) 其外非常之夫仕者都而御国役」としている。
- (71) 小宮木代良「幕藩体制と巡見使(一)―九州地域を中心にして」『九州史学』七七 昭58)。
- (72) 楠野家文書三四五。
- (73) 「巡見上使様御触出一切控」天保八年（楠野家文書三二二）。

本稿を作成するに当って、藤野保先生、野口喜久雄先生、柴多一雄氏の指導を受けた。また吉柳文書の閲覧に際しては、松崎富三子氏（宗像市日ノ里）に多大のご迷惑をかけました。ここに記して謝意を表します。